

放送サービス契約約款（章対比）

更新前	更新後
第1章 総則	第1章 総則
第2章 加入契約	第2章 加入契約等
第3章 放送サービスの内容	第3章 放送サービスの内容等
第4章 放送サービスの休止等	第4章 利用休止、中断及び利用停止
第5章 工事及び保守	第5章 工事及び保守
第6章 料金等	第6章 料金等
第7章 権利の譲渡及び地位の継承	<2章に統合>
<8章から分離して新設>	第7章 損害賠償等
第8章 雑則	第8章 雑則
付則	附則
料金表（個人契約）	料金表 <sub>1</sub> （個人契約）
料金表（法人契約）	料金表 <sub>2</sub> （法人契約）

放送サービス契約約款（条項対比）

変更前	変更後
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>第2条 (約款の変更)</p> <p>第3条 (加入の条件)</p> <p>第4条 (用語の定義)</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条 (約款の適用)</p> <p>第2条 (約款の変更)</p> <p style="text-align: center;">&lt;2章6条に移動&gt;</p> <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>第4条 (サービスの提供区域)</p>
<p><b>第2章 加入契約</b></p> <p>第5条 (加入者の単位)</p> <p style="text-align: center;">&lt;1章3条(加入の条件)から移動&gt;</p> <p>第6条 (加入申込の方法)</p> <p>第7条 (加入申込の承諾)</p> <p>第8条 (加入申込書等記載事項の変更)</p> <p>第9条 (B-CASへの登録)</p> <p>第10条 (B-CASカードの取扱いについて)</p> <p style="text-align: center;">&lt;8章49条(書面解除)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;8章43条(解約)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;8章44条(解除)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;8章45条(契約終了時の処置)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章8条(加入申込書記載事項の変更)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;3章14条(デジタル放送サービスの変更)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;7章36条(権利の譲渡)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;7章37条(地位の継承)から移動&gt;</p>	<p><b>第2章 加入契約等</b></p> <p>第5条 (加入契約の単位)</p> <p>第6条 (加入申込の条件)</p> <p>第7条 (加入申込の方法)</p> <p>第8条 (加入申込の承諾)</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章13条(届け出事項の変更)に移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;運用終了により削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;3章20条(B-CASカードの取扱いについて)に移動&gt;</p> <p>第9条 (加入者による初期契約解除)</p> <p>第10条 (解約)</p> <p>第11条 (当社による加入契約の解除)</p> <p>第12条 (契約終了時の処置)</p> <p>第13条 (届け出事項の変更)</p> <p>第14条 (放送サービスの変更)</p> <p>第15条 (権利譲渡の禁止)</p> <p>第16条 (地位の継承)</p>
<p><b>第3章 放送サービスの内容</b></p> <p>第11条 (デジタル放送サービスの種類)</p> <p>第12条 (デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルの利用)</p> <p>第13条 (最低利用期間)</p> <p>第14条 (デジタル放送サービスの変更)</p> <p>第15条 (IP-VODの利用)</p> <p>第16条 (ケーブルプラスSTB2の利用)</p> <p>第17条 (デジタルペイチャンネルの利用)</p> <p style="text-align: center;">&lt;2章10条(B-CASカードの取扱いについて)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章15条(IP-VOD利用)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章16条(ケーブルプラスSTB2の利用)から移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章13条(最低利用期間)から移動&gt;</p> <p>第18条 (放送番組、放送内容の変更)</p> <p style="text-align: center;">&lt;8章46条(サービスの終了)から移動&gt;</p>	<p><b>第3章 放送サービスの内容等</b></p> <p>第17条 (放送サービスの種類)</p> <p>第18条 (デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルの利用)</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章25条(最低利用期間)に移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;2章14条(放送サービスの変更)に移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章23条(IP-VODの利用)に移動&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;同章24条(ケーブルプラスSTB2の利用)に移動&gt;</p> <p>第19条 (デジタルペイチャンネルの利用)</p> <p>第20条 (B-CASカードの取扱いについて)</p> <p>第21条 (楽録及びブルーレイ搭載楽録の利用)</p> <p>第22条 (ケーブル緊急地震速報の利用)</p> <p>第23条 (IP-VODの利用)</p> <p>第24条 (ケーブルプラスSTB2の利用)</p> <p>第25条 (最低利用期間)</p> <p>第26条 (放送番組、放送内容の変更)</p> <p>第27条 (サービスの終了)</p>
<p><b>第4章 放送サービスの休止等</b></p> <p>第19条 (デジタル放送サービス利用の休止、再開)</p> <p>第20条 (デジタル放送サービスの中断)</p> <p>第21条 (デジタル放送サービスの停止)</p>	<p><b>第4章 利用休止・中断及び利用停止</b></p> <p>第28条 (放送サービス利用の休止、再開)</p> <p>第29条 (放送サービスの中断)</p> <p>第30条 (放送サービスの停止)</p>
<p><b>第5章 工事及び保守</b></p> <p>第22条 (デジタルホームターミナル)</p> <p>第23条 (C-CASカード)</p> <p>第24条 (引込設備、宅内設備の設置工事)</p> <p>第25条 (引込設備、宅内設備の故障等)</p> <p>第26条 (設備の設置場所の変更)</p> <p>第27条 (設置場所の無償使用等)</p>	<p><b>第5章 工事及び保守</b></p> <p>第31条 (設置機器)</p> <p>第32条 (C-CASカード)</p> <p>第33条 (引込設備、宅内設備の設置工事)</p> <p>第34条 (引込設備、宅内設備の故障等)</p> <p>第35条 (設備の設置場所の変更)</p> <p>第36条 (設置場所の無償使用等)</p>
<p><b>第6章 料金等</b></p>	<p><b>第6章 料金等</b></p>

第28条 (加入契約料金)	第37条 (料金等)
第29条 (利用料金)	第38条 (利用料金)
第30条 (料金等の減免)	<u>＜同章41条(利用料金の減免)に移動＞</u>
第31条 (利用料金の計算)	第39条 (利用料金の計算)
第32条 (利用料金等の請求及び支払)	第40条 (利用料金等の請求及び支払)
<u>＜同章30条(料金等の減免)から移動＞</u>	第41条 (利用料金の減免)
第33条 (延滞金)	第42条 (延滞金)
第34条 (消費税相当額の加算)	第43条 (消費税相当額の加算)
第35条 (端数処理)	第44条 (端数処理)
<b>第7章 権利の譲渡及び地位の継承</b>	<b>2章に統合</b>
第36条 (権利の譲渡)	<u>＜2章15条(権利譲渡の禁止)に移動＞</u>
第37条 (地位の継承)	<u>＜2章16条(地位の継承)に移動＞</u>
<b>8章雑則から分離</b>	<b>第7章 損害賠償等</b>
<u>＜8章40条(損害賠償)から移動＞</u>	第45条 (損害賠償)
<u>＜8章41条(損害賠償)、42条(録画機能付きデジタルホームターミナルに係わる免責事項)から移動＞</u>	第46条 (免責事項)
<b>第8章 雑則</b>	<b>第8章 雑則</b>
第38条 (デジタル放送サービスの上映及び頒布の禁止)	第47条 ( <u>放送サービス</u> の上映及び頒布の禁止)
第39条 (不正利用の禁止)	<u>＜5章31条(設置機器)に統合＞</u>
第40条 (禁止事項)	<u>＜5章31条(設置機器)に統合＞</u>
第41条 (損害賠償)	<u>＜7章45条(損害賠償)、46条(免責事項)に移動＞</u>
第42条 (録画機能付きデジタルホームターミナルに係わる免責事項)	<u>＜7章46条(免責事項)に移動＞</u>
第43条 (解約)	<u>＜2章10条(解約)に移動＞</u>
第44条 (解除)	<u>＜2章11条(当社による加入契約の解除)に移動＞</u>
第45条 (契約終了時の処置)	<u>＜2章12条(契約終了時の処置)に移動＞</u>
第46条 (サービスの終了)	<u>＜3章27条(サービスの終了)に移動＞</u>
<u>＜新設＞</u>	第48条 ( <u>加入者の関係者による利用</u> )
第47条 (個人情報の取り扱い)	第49条 (個人情報の <u>取扱い</u> )
第48条 (視聴情報の収集)	第50条 (視聴情報の収集)
第49条 (書面解除)	<u>＜2章9条(加入者による初期契約解除)に移動＞</u>
<u>＜新設＞</u>	第51条 ( <u>カスタマーハラスメントについて</u> )
<u>＜新設＞</u>	第52条 ( <u>反社会勢力の排除</u> )
<u>＜新設＞</u>	第53条 ( <u>準拠法</u> )
<u>＜新設＞</u>	第54条 ( <u>関連法令の遵守</u> )
第50条 (協議事項)	第55条 (協議事項)
<u>＜新設＞</u>	第56条 ( <u>合意管轄</u> )
<u>＜付則から移動＞</u>	第57条 ( <u>特約</u> )
<b>付則</b>	<b>附則</b>
クレジットカード支払いに関する特約	クレジットカード支払いに関する特約
料金表 (個人契約)	料金表1 (個人契約)
料金表 (法人契約)	料金表2 (法人契約)



9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、 <u>契約対象物件の棟内ノードまたは加入者宅の光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機</u>	9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の <u>光放送端末又は</u> 光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機
10	光放送端末	会社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（V-ONU）	10	光放送端末	<u>当社</u> が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（V-ONU）
11	光通信端末	会社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（D-ONU）	11	光通信端末	<u>当社</u> が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（D-ONU）
12	無線通信端末（親機）	会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置（無線LAN親機）	12	無線通信端末（親機）	<u>当社</u> が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置（無線LAN親機）
13	無線通信端末（子機）	会社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置（無線LAN子機）	13	無線通信端末（子機）	<u>当社</u> が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置（無線LAN子機）
14	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機	14	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
15	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送	15	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送
16	デジタル放送サービス	会社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ <u>会社</u> のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス	16	デジタル放送サービス	<u>当社</u> と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ <u>当社</u> のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
17	デジタルホームターミナル	会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、録画機能や通信機能 <u>など</u> を持ったデジタルホームターミナルもある	17	デジタルホームターミナル	<u>当社</u> が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、録画機能や通信機能 <u>等</u> を持ったデジタルホームターミナルもある
18	接続者	三河湾ネットワーク株式会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び <u>会社</u> の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者	18	接続者	三河湾ネットワーク株式会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び <u>当社</u> の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者
19	C-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ <u>会社</u> が貸与するカード	19	C-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ <u>当社</u> が貸与するカード
20	B-CAS	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略	20	B-CAS	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
21	B-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード	21	B-CASカード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CASが貸与するカード
22	ACASチップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、現行のB-CAS方式及び4K放送に対応したチップ	22	ACASチップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、現行のB-CAS方式及び4K放送に対応したチップ
23	消費税相当額	<u>消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額</u>	23	消費税相当額	<u>消費税及び地方消費税に相当する金額（法令の改正により消費税率に変更があった場合には、約款に別途規定がある場合を除き、変更後の税率に従った消費税及び地方消費税の金額。）</u>

<追加>

## 第2章 加入契約

(加入者の単位)

第5条 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。

2 世帯又は各企業ごとに加入契約を締結するものとします。

加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。 <同条1項から移動>

(加入の条件) <1章3条(加入の条件)から移動>

会社のデジタル放送サービスを受ける場合、三河湾ネットワーク株式会社を經由して加入契約することを条件といたします。

(加入申込の方法)

第6条 加入申込をするときには、この約款を承認の上、次に掲げる事項について会社所定の申込書を提出して頂くか、別に会社指定の方法で通知するものとします。

(1) 加入申込者の氏名、住所、電話番号等所定の事項。

(2) デジタル放送サービスを受ける受信機の台数、利用を希望するデジタル放送サービスの種類等所定の事項。

<追加>

<追加>

<追加>

<追加>

<追加>

(加入申込の承諾)

加入契約は、会社が加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。

<同条2項より移動>

第7条 会社は、前条の定めにかかわらず、次の場合には加入申込を承諾しないことがあります。

(1) 加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。

(2) 加入申込について、引込設備の設置又は保守することが著しく多額の費用を要する場合。

(サービスの提供区域)

第4条 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、デジタル放送サービスの需要と供給の見込み等を考慮してデジタル放送サービス提供区域を設定します。

2 前項の提供区域の設定により、提供する放送サービスの内容が、区域によって異なる場合があります。

## 第2章 加入契約等

(加入契約の単位)

<同条2項に移動>

第5条 世帯又は法人ごとに加入契約を締結するものとします。

2 加入契約は、引込線1回線ごとに締結するものとします。

(加入申込の条件)

第6条 加入申込者は、約款に定める放送サービスの加入契約等の諸手続及び対応(利用料金の支払い、工事及び保守等を含みます。)が三河湾ネットワーク株式会社及び代理店を通じて行われることを承諾します。

(加入申込の方法)

第7条 加入申込者は、約款を承諾の上、当社に対し、以下の各号に定める事項を当社指定の加入申込書へ記入し、提出するものとします。

(1) 加入申込者の氏名、住所、電話番号等の事項。

(2) 第17条(放送サービスの種類)に規定されるもののうち、利用を希望する放送サービスの種類。

(3) その他サービス提供に必要な事項。

2 前項の申込手続は、当社が指定する電磁的手段でも行うことができるものとします。

3 加入申込者が、未成年者、成年被後見人、成年保佐人又は成年補助人の場合、それぞれ法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意が必要となります。

4 当社は、年齢確認等を目的とし、身分証の提示を求める場合があります、加入申込者は、これに応じる義務があります。

(加入申込の承諾)

第8条 加入契約は、当社がこれを審査し、承諾した場合に限り、成立します。

2 当社は、次の場合には加入申込を、承諾しないことがあります。

(1) 引込設備及び宅内設備を設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。

(2) 引込設備を設置又は保守することに多額の費用を要する場合。

(3) 加入申込者がデジタル放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。  
(4) その他デジタル放送サービスに関する会社の業務の遂行上著しい支障がある場合。  
(5) 加入者が、会社の提供するデジタル放送サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合。<4号、5号に分離>

<追加>

2 加入契約は、会社が加入申込を審査し、承諾したときに成立するものとします。  
3 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面（以下「契約書面」といいます）を作成し、加入者に交付するものとします。  
4 加入者の承諾があるときは、会社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

<追加>

(書面解除) <8章49条より移動>

加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます）。ただし、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。

2 初期契約解除の効力は前項の書面を発した時に生じます。  
3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、三河湾ネットワーク株式会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を会社が受理したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、三河湾ネットワーク株式会社は該当書面を受理しません。  
4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を三河湾ネットワーク株式会社より請求されることはありません。  
(1) 書面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。  
(2) 既に工事が実施された場合の宅内機器工事費 3,000 円/台（税込 3,300 円/台）  
(3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費 4,400 円（税込 4,840 円）  
5 加入者が有料放送の役務の提供契約につき書面解除を行った場合、当該約に関して三河湾ネットワーク株式会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控

(3) 放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。

<削除>

(4) 放送サービスを、業務利用等の不特定多数に対し、視聴させる目的で使用する恐れがある場合。  
(5) 放送サービスを、分配工事等で加入申込者の世帯以外にも視聴させる目的で使用する恐れがある場合。  
(6) その他約款上要請される事項の履行を怠る恐れや約款に違反する恐れがある場合。

<同条1項に移動>

3 当社は、加入契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面（以下「契約書面」といいます。）を作成し、加入者に対し、交付するものとします。  
4 当社は、加入者の承諾がある場合、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により、加入者に対し、前項の事項を提供することができるものとします。  
5 本条第3項における加入契約の成立時期は、第33条（引込設備、宅内設備の設置工事）に規定する宅内工事が完了した日を契約成立日とします。また、加入者が放送サービスの種類の変更を行う場合は、その変更が完了した日を契約成立日とします。

(加入者による初期契約解除)

第9条 加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、当社に対し、書面により通知することによって、有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます。）。但し、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。  
2 書面解除の効力は、前項の書面を発した時に生じます。  
3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、当社に対し、提出するものとします。郵送で行う場合、書留郵便の方法により、送付するものとし、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、当社は、第1項の書面を受理しません。

4 当社は、加入者が書面解除をした場合、加入者に対し、以下の料金（以下「利用料金等」といいます。）を除き、損害賠償、違約金、その他金銭を請求しません。  
(1) 加入者が、書面解除までの期間、サービス提供を受けた分の利用料金。  
(2) 既に工事が実施された場合の宅内機器工事費 3,000 円/台（税込 3,300 円/台）  
(3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費 4,400 円（税込 4,840 円）  
5 加入者が、書面解除を行った場合、当社が受領した金銭等は、前項の利用料金等を控除した残金を、加入者に対し、返還するものとします。

除した残金を加入者に返還するものとします。  
6 三河湾ネットワーク株式会社が書面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。

(解約) <8章43条から移動>

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。

2 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

<追加>

(解除) <8章44条から移動>

<追加>

第21条(デジタル放送サービスの停止)の規定によりデジタル放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。

2 会社は、加入者が第21条(デジタル放送サービスの停止)1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。

3 会社は、前2項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。

4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判

6 当社が、書面解除について、加入者に対し、事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると誤信し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、加入者が改めて書面解除ができる旨記載された書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面解除と同様とします。

(解約)

第10条 加入者は、加入契約を解約する場合、当社に対し、解約を希望する日の30日前までに、当社の指定する方法により、届け出るものとします。

<同章12条1項に統合>

<同章12条3項に移動>

2 前項の場合、第12条(契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

(当社による加入契約の解除)

第11条 当社は、次の各号のいずれか一つに該当した場合、加入契約を解除することがあります。

(1) 第30条(放送サービスの停止)の規定により放送サービスの利用を停止された加入契約について、加入者が、相当期間内に、その事実を解消しない場合。

<同条2項に統合>

<同条2項に統合>

(2) 当社又は加入者の責に帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービスの継続ができない場合。

(3) 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者について、集合住宅契約が終了した場合。

(4) 当社が、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠く又は加入者の要求を実現するための手段又は態様が社会通念上不相当であると判断し、加入者に

断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。

<追加>

<追加>

7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

<追加>

8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(契約終了時の処置) <8章45条から移動>

会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)、デジタルホームターミナル、C-CASカード及び「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づきB-CASカードを撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)、デジタルホームターミナル、C-CASカード、B-CASカードの撤去に要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

<8章43条3項から移動>

加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

<8章44条8項から移動>

加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとします。

3 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

対し、書面等でその行為の是正を求める通知を行ったにもかかわらず、相当期間内に当該行為の是正をしない場合。

(5) その他当社が当社業務に著しい支障を及ぼすと判断した場合。

(6) 第31条(設置機器)の8項又は9項に該当する場合。

2 当社は、前項により加入契約を解除する場合、加入者に対し、事前にその旨を通知します。但し、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通知をせず、サービスの提供を停止した上、加入契約を解除することがあります。

3 加入契約を解除した場合、第12条(契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

<同章12条3項に統合>

(契約終了時の処置)

第12条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)、デジタルホームターミナル、C-CASカード及びB-CASカードを撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。

2 加入者は、前項の撤去について、当社に対し、料金表1及び2(以下「料金表」といいます。)に定める費用を支払うものとします。

3 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社から貸与されている機器を別途当社の定める方法により返還するものとします。返還の期限は、当社が別に定める日を起点として1か月以内とし、期限を過ぎても返還がない場合、加入者は、当社に対し、料金表に定める損害賠償金を支払うものとします。なお、損害賠償金の支払いをもって、その機器の所有権は加入者に帰属します。

<同条3項に統合>

4 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社に対し、料金表に定める解約費、解除料及び加入契約から発生した料金その他の債務を、当社が指定する方法によって、当社が指定する期日までに、支払うものとします。

5 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、加入契約料金が返還されないことを承諾するものとします。

(加入申込書等記載事項の変更)

第8条 加入者は、その氏名、名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等第6条で通知した事項に変更のある場合、速やかに会社に届け出るものとします。

2 加入者は、前項の場合、別途会社の定める規定により変更に必要な費用をお支払いいただきます。

(B-CASへの登録)

第9条 デジタル放送サービスを受ける加入者の個人情報は、会社への加入申込と同時にB-CASへ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も会社からB-CASへ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報をいいます。また、会社はB-CASとの間に秘密保守契約を結び、加入者の保護をはかることとします。

(B-CASカードの取扱いについて)

第10条 B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

(デジタル放送サービスの変更) <3章14条から移動>

加入者は、会社が提供するデジタル放送サービスを変更することができます。

<追加>

2 デジタル放送サービスの変更手続きに必要な別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

3 デジタルホームターミナルの設置や撤去に必要な費用は、加入者の負担となります。

4 楽録又は新4K放送対応楽録は、デジタル放送サービス月額基本利用料金に楽録利用料金を含まないコースに加入している場合、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。また、楽録又は新4K放送対応楽録を2台以上利用している場合、2台目以降のサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。

5 ブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。

6 前4項及び5項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として、解約又は解除日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金の合計額をお支払いいただきます。

<追加>

<追加>

(届け出事項の変更)

第13条 加入者は、その氏名又は名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等加入申込時に当社に通知した内容に変更がある場合、当社に対し、当社の指定する方法によって、速やかに届け出るものとします。

2 加入者は、当社に対し、別途当社の定める変更に必要な費用を支払うものとします。

<運用終了により削除>

<3章20条に移動>

(放送サービスの変更)

第14条 加入者は、加入契約をした第17条(放送サービスの種類)に規定する放送サービスの変更を申込むことができます。

2 前項の場合、第8条(加入申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 当社が、変更の申込を承諾した場合、加入者は、当社に対し、当社が料金表に定める変更手続き費を支払うものとします。

<前項に統合>

<3章25条に統合>

<3章25条に統合>

<3章25条に統合>

4 当社が、変更の申込を承諾し、工事を行った場合、加入者は、当社に対し、当社が定める工事費等を支払うものとします。

5 当社は、加入者が当社に対する債務を履行遅滞している等の事情がある場合、加入者に対し、変更を承諾しない場合があります。

(権利の譲渡) <7章 36条から移動>

会社は、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ会社に届け出、会社がこれを認めた場合には、この限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の総ての義務を継承するものとします。

(地位の継承) <7章 37条から移動>

相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに会社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡又は地位の継承に伴い、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの設置場所の変更を行う場合、第26条（設備の設置場所の変更）を準用します。

### 第3章 放送サービスの内容

(デジタル放送サービスの種類)

第11条 会社は、定められた業務区域内で次のデジタル放送サービスを提供します。

(1) 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、デジタル放送サービス基本利用料金の範囲内で行うデジタル放送サービス（以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます）

(2) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。（以下「楽録」といいます）

(3) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。（以下「ブルーレイ搭載楽録」といいます）

(4) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス。（以下「新4K放送対応STB」といいます）

(5) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス。（以下「新4K放送対応楽録」といいます）

(6) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料によるケーブルプラスSTB2により提供されるサービス。（以下「ケーブルプラスSTB2」といいます）

(7) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による再生機能及び録画

(権利譲渡の禁止)

第15条 加入者は、加入契約から生じた契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を譲渡できません。但し、加入者が、当社に対し、正当な事由に基づき、事前に届出をし、当社が、これを承諾した場合には、この限りではありません。

2 前項により、契約上の地位又は権利義務の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の全ての義務を継承するものとします。

(地位の継承)

第16条 相続又は法人の合併等により加入者の地位の継承があった場合には、相続人、合併等後の存続法人又は合併等により設立された法人は、当社に対し、地位の承継があったことを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。

2 相続人が2人以上のときは、そのうちの1人が、当社に対し、自身のみが加入契約に関する地位の承継をしたことを証明する書類又は他の相続人全員からの委任状を届け出るものとします。

<同章 15条 2項に統合>

### 第3章 放送サービスの内容等

(放送サービスの種類)

第17条 当社は、加入者に対し、第4条（サービスの提供区域）で設定する区域内において、次の放送サービスを提供します。

(1) 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、デジタル放送サービス基本利用料金の範囲で行う放送サービス（以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます。）。

(2) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス（以下「楽録」といいます。）。

(3) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス（以下「ブルーレイ搭載楽録」といいます。）。

(4) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス（以下「新4K放送対応STB」といいます。）。

(5) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス（以下「新4K放送対応楽録」といいます。）。

(6) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料によるケーブルプラスSTB2により提供されるサービス（以下「ケーブルプラスSTB2」といいます。）。

(7) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による再生機能及び録

機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス。（以下「新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録」といいます）

(8) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ別表に定められた有料による放送サービス。但し、WOWOWの有料放送は含みません。（以下「デジタルペイチャンネル」といいます）

(9) 基本利用料金以外の有料によるWOWOWの放送を同時に再送信するサービス。

(10) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ別表に定められた有料による映像配信サービス。（以下「IP-VOD」といいます）

(11) 地上デジタルテレビジョン放送、BS放送、ラジオ放送（FM及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送の各同時再放送及び会社による自主放送サービス。（以下「地デジ・BSチャンネル」といいます）

（デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルの利用）

第12条 複数のデジタルベーシックチャンネルを同時に利用することはできません。

2 コース変更手続に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。

（デジタルペイチャンネルの利用） <同章17条から移動>

デジタルペイチャンネルは、デジタルベーシックチャンネルのご契約が必要です。

2 デジタルペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。

3 一部デジタルペイチャンネルのご視聴には、新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録のご利用が別途必要です。

4 エリアや物件により加入できるデジタルペイチャンネルが異なります。

<追加>

（B-CASカードの取扱いについて） <2章10条から移動>

B-CASカードに関する取扱いについては、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

<追加>

<追加>

（IP-VODの利用） <同章15条から移動>

画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS対応）により提供されるサービス（以下「新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録」といいます。）。

(8) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ料金表に定められた有料による放送サービス。但し、WOWOWの有料放送は含みません（以下「デジタルペイチャンネル」といいます。）。

(9) 基本利用料金以外の有料によるWOWOWの放送を同時に再送信するサービス。

(10) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ料金表に定められた有料による映像配信サービス（以下「IP-VOD」といいます。）。

(11) 地上デジタルテレビジョン放送、BS放送、ラジオ放送（FM及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送の各同時再放送及び当社による自主放送サービス（以下「地デジ・BSチャンネル」といいます。）。

（デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルの利用）

第18条 加入者は、異なる種類のデジタルベーシックチャンネルを複数同時に利用することはできません。

<2章14条3項に統合>

（デジタルペイチャンネルの利用）

第19条 加入者が、デジタルペイチャンネルを利用する場合、デジタルベーシックチャンネルの契約が必要となります。

2 デジタルペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1か月間単位で利用し、利用契約は、加入者から、月末までに申出がない場合、自動継続するものとします。

3 一部デジタルペイチャンネルのご視聴には、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録の利用が別途必要となります。

<削除>

4 一部、未成年が申込みできないデジタルペイチャンネルがあります。

（B-CASカードの取扱いについて）

第20条 B-CASカードに関する取扱いは、B-CASの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（楽録及びブルーレイ搭載楽録の利用）

第21条 楽録及びブルーレイ搭載楽録の利用は、「楽録利用規約」及び「ブルーレイ搭載楽録利用規約」に定めるところによります。

（ケーブル緊急地震速報の利用）

第22条 ケーブル緊急地震速報の利用は、「ケーブル緊急地震速報利用規約」に定めるところによります。

（IP-VODの利用）

IP-VODの利用は、「IP-VODサービス「milplus（みるプラス）」加入契約約款」および「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。

（ケーブルプラスSTB2の利用） ＜同章 16 条から移動＞

ケーブルプラスSTB2の利用は、「ケーブルプラスSTB・STB2利用規約」に定めるところによります。

（最低利用期間）

第13条 デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルは、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。

2 デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルは、加入時期に応じて取り扱いが異なります。詳細は以下のとおりです。

(1) 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合

スマイル光パック1ギガトリプルの最低利用期間は、ご利用料金が満額請求となる月から起算して3年間とします。3年契約終了月の当月（36カ月目の月の1日から末日まで）、翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、契約日から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。最低利用期間内に、契約の変更又は解約若しくは解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとし、解除料は、下記表に記載した額とします。2022年7月以降の更新月（37ヶ月目）にて解除料は廃止となります。

解除料

利用期間（満3年）					
1～12ヶ月目	13～24ヶ月目	25～35ヶ月目	36ヶ月	37ヶ月更新月	38ヶ月
48,000円	36,000円	10,000円	解除料がかかりません		

(2) 2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合

最低利用期間及び解除料は、料金表に定めるところによります。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとし、

＜同条1項から移動＞

デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・BSチャンネルは、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。

＜2項2号から分離＞

＜2項2号から分離＞

第23条 IP-VODの利用は、「IP-VODサービス「milplus（みるプラス）」加入契約約款」及び「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。

（ケーブルプラスSTB2の利用）

第24条 ケーブルプラスSTB2の利用は、「ケーブルプラスSTBならびにSTB-2サービス利用規約」に定めるところによります。

（最低利用期間）

＜同条2項に移動＞

＜料金表1に移動＞

第25条 各放送サービスには、加入契約の最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます。）があります。最低利用期間は、料金表に定めるところによります。

2 加入者は、料金表に最低利用期間の記載がない放送サービスであっても、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間は利用することを承諾します。

3 加入者が、最低利用期間内に、加入契約の変更若しくは解約を行った場合又は当社が加入契約の解除を行った場合、加入者は、料金表に定める最低利用期間に関する解除料を支払うものとし、

4 加入者は、前項の解除料を、当社に対し、当社が指定する方法により、当社が指定する期日までに、一括で支払うものとし、

(デジタル放送サービスの変更)

第14条 加入者は、会社が提供するデジタル放送サービスを変更することができます。

2 デジタル放送サービスの変更手続きに要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

3 デジタルホームターミナルの設置や撤去に要する費用は、加入者の負担となります。

4 楽録又は新4K放送対応楽録は、デジタル放送サービス月額基本利用料金に楽録利用料金を含まないコースに加入している場合、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。また、楽録又は新4K放送対応楽録を2台以上利用している場合、2台目以降のサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。

5 ブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。

6 前4項及び5項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として、解約又は解除日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金の合計額をお支払いいただきます。

(IP-VODの利用)

第15条 IP-VODの利用は、「IP-VODサービス「milplus (みるプラス)」加入契約約款」および「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。

(ケーブルプラスSTB2の利用)

第16条 ケーブルプラスSTB2の利用は、「ケーブルプラスSTB・STB2利用規約」に定めるところによります。

(デジタルペイチャンネルの利用)

第17条 デジタルペイチャンネルは、デジタルベーシックチャンネルのご契約が必要です。

2 デジタルペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとし、

3 一部デジタルペイチャンネルのご視聴には、新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録のご利用が別途必要です。

4 エリアや物件により加入できるデジタルペイチャンネルが異なります。

(放送番組、放送内容の変更)

第18条 会社は、番組の追加・削除・変更を実施する場合があります。

2 会社は、次の場合、放送内容を予告無しに変更する場合があります。

(1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。

<2章14条に移動、同条3,4項に統合>

<同章23条に移動>

<同章24条に移動>

<同章19条に移動>

(放送番組、放送内容の変更)

第26条 当社は、番組の追加、削除、変更を実施する場合があります。

2 当社は、次の場合、放送内容を、加入者に対し、予告することなく、変更する場合があります。

(1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。

(2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(サービスの終了) <8章46条から移動>

社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。

#### 第4章 放送サービスの休止等

(デジタル放送サービス利用の休止、再開)

第19条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て、第11条(デジタル放送サービスの種類)に定めるデジタル放送サービス(第8号、9号、10号を除く)の利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。

2 休止期間の料金は、料金表に規定する金額とし、休止した日の属する月及び再開した日の属する月のデジタル放送サービス基本利用料金は、日割りによる精算はいたしません。

3 休止期間終了時、新規申込受付を終了したサービスを利用していた場合、会社は当該契約を終了させることができるものとします。

(デジタル放送サービスの中断)

第20条 会社は、次の場合にはデジタル放送サービスの提供を中断することがあります。

(1) 有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。

(2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。

2 会社は、デジタル放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(デジタル放送サービスの停止)

第21条 会社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、放送を停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

(1) 加入契約料金、利用料金、工事費、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。

(2) 第38条(デジタル放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。

<追加>

2 会社は、前項の規定により、デジタル放送サービスの提供を停止しようとするときは、

(2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(サービスの終了)

第27条 当社は、社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、サービスの一部又は全部を終了する場合があります。その場合、加入者に対し、あらかじめ相当な期間をもって、通知します。

#### 第4章 利用休止・中断及び利用停止

(放送サービス利用の休止、再開)

第28条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、当社に対し、事前に届け出ることにより、第17条(放送サービスの種類)に定める放送サービス(同条第8号、9号及び10号を除く)の利用を、一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1回につき12ヶ月を限度とします。

2 休止期間の料金は、料金表に規定する金額とし、休止した日の属する月及び再開した日の属する月のデジタル放送サービス基本利用料金は、日割りによる精算はいたしません。

3 休止期間終了時、休止前に利用していたサービスが、既に新規受付の停止や提供終了していた場合、そのサービスを利用することはできず、別のサービスを利用するものとします。

(放送サービスの中断)

第29条 当社は、次の場合、加入者に対する放送サービスの提供を中断することがあります。

(1) 有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。

(2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。

2 当社は、加入者に対する放送サービスの提供を中断するときは、加入者に対し、事前に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

(放送サービスの停止)

第30条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、加入者に対する放送サービスを停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、加入者が、当社に対し、料金その他の債務の全額を支払うまでとします。

(1) 加入契約料金、利用料金、工事費、延滞金、その他約款の規定により支払うことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、加入者の支払いがない場合。

(2) 第47条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。

(3) 前各号のほか、約款に違反する行為、放送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の放送設備に著しい支障を与える又は与える恐れのある行為を行った場合。

2 当社は、前項の規定により、放送サービスの利用を停止するときは、加入者に対し、事

あらかじめその理由、停止をしようとする日及び期間を加入者に連絡します。

## 第5章 工事及び保守

(デジタルホームターミナル)

第22条 会社は、デジタルベーシックチャンネルの加入者に対し、デジタル放送サービスごとにデジタルホームターミナル（リモートコントローラーは除く）を1台ずつ貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、

2 加入者が故意又は過失により貸与機器を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

3 加入者は、会社が認める場合を除き、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの交換を請求できません。但し、会社が認める場合の交換であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。

<5章24条6項から移動>

加入者は光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルが必要とする電源の供給負担を承認するものとし、

<追加>

(不正利用の禁止) <8章39条から移動→条を削除し統合>

会社は、加入者が第6条で通知した以外の場所で光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。

2 会社は、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとし、

<8章40条から移動>

会社から貸与されている光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 会社は、加入者が直接又は間接を問わず、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとし、この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとし、また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、

前にその理由、停止する日及び期間を通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

## 第5章 工事及び保守

(設置機器)

第31条 当社は、光放送端末、光通信端末、無線通信端末、デジタルホームターミナル、外付けハードディスク等、提供する放送サービスごとに定められた機器を、加入者宅において設置し、加入者に対し、貸出します。(以下「設置機器」といいます。)

2 加入者が、故意又は過失により、設置機器を破損又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を、支払うものとし、損害賠償金の支払いによって、その設置機器の所有権は、加入者に帰属します。

3 加入者は、当社が認める場合を除き、設置機器の交換を請求できません。但し、当社が認める場合の交換であっても、加入者は、当社に対し、交換手数料を払わなければならない場合があります。

4 加入者は、設置機器の利用で必要となる電源の供給及び費用負担につき、承諾するものとし、

5 加入者は、設置機器の設置について、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、当社が無償で使用することを承諾するものとし、

6 加入者は、加入申込時に、当社に対し通知した利用場所以外で、設置機器の接続をしてはなりません。

7 加入者が、前項に違反し、当社又は第三者に損害を与えた場合、加入者は、当社又は第三者に対し、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）の賠償をするものとし、

8 加入者は、第三者に対し、設置機器の貸出し、譲渡、質入れその他の処分等を行うことはできません。

9 加入者は、直接又は間接を問わず、設置機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析等をしてはなりません。

10 当社は、加入者が、本条8項又は9項に違反した場合、本契約を解除し、加入者に対し、設置機器の返還請求をすることができるものとし、この場合、加入者は、当社から返還請求を受けた日から起算し、10日以内に返却する義務を負います。期間を経過しても設置機器等の返却がなされない場合、当社は、加入者に対し、これら設置機器の料金表記載の損害賠償金を請求できるものとし、

これらの代金相当額を請求出来るものとし、代金相当額の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

4 デジタルホームターミナルの通信機能の利用は、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとします。

5 会社は、視聴状態の確認を行うために、第47条（個人情報取扱い）の規定を遵守した上で、加入者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

(C-CASカード)

第23条 C-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルを利用する加入者は、C-CASカードを会社から貸与するものとします。また、会社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。

2 C-CASカードは会社に帰属し、会社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによる会社及び第三者に及ぼされた損害、利益損失については、加入者が賠償するものとします。

<追加>

3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、当該C-CASカードの所有権は加入者に帰属します。

(引込設備、宅内設備の設置工事)

第24条 会社は、会社から引込設備までを所有し、その設置工事及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し、引込設備の設置工事については、加入者がその設置に関する別表記載の費用を負担するものとします。

2 前項にかかわらず、共同住宅などの共同利用施設によりデジタル放送サービスの提供を受けている加入者の負担する工事費については、別途協議するものとします。

3 宅内工事は、会社指定の業者で実施するものとし、また、宅内工事は会社の指定する工法及び使用機器によるものとします。

4 加入者は、会社に無断で引込設備、宅内設備の改変、補修、増設及び機器などを接続する工事はできません。

<追加>

5 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、会社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとします。

6 加入者は光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルが必要とする電源の供給負担を承認するものとします。

<追加>

<7章46条に移動>

11 当社は、視聴状態の確認を行うために、第49条（個人情報取扱い）の規定を遵守した上で、加入者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

(C-CASカード)

第32条 当社は、C-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルを利用する加入者に対し、C-CASカードを貸与するものとします。また、当社は、必要に応じて、加入者に対し、C-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。

2 当社は、加入者がC-CASカードに当社の手配以外のデータ追加、変更、改竄することを禁止します。それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害は、加入者がその損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を賠償するものとします。

3 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。

4 加入者が、故意又は過失により、C-CASカードを破損又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、そのC-CASカードの所有権は、加入者に帰属します。

(引込設備、宅内設備の設置工事)

第33条 当社は、当社から引込設備までの各設備を所有又は占有し、その設置工事及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し、引込設備の設置工事については、加入者が、その設置に関する料金表記載の費用を負担するものとします。

2 前項にかかわらず、集合住宅等の共同利用施設に居住し、放送サービスの提供を受けている加入者が負担する工事費等については、別途協議するものとします。

3 宅内工事は、当社指定の業者で実施するものとし、また、当社の指定する工法及び使用機器によるものとします。またその工事費については、加入者が、料金表記載の費用を負担するものとします。

4 加入者は、当社に無断で引込設備、宅内設備の改変、補修、増設及び機器等を接続する工事はできません。

5 前項に違反し、当社又は第三者が損害を被った場合、加入者は、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を賠償する義務を負うものとします。

6 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、当社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとします。

<同章31条（設置機器）に移動>

7 有線テレビジョン放送施設側の改修、電柱又は道路所有者への工事の許諾申請等により

(引込設備、宅内設備の故障等)

第25条 加入者は、デジタル放送サービスが受信できなくなったときには、三河湾ネットワーク株式会社に点検の請求をするものとします。

2 点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナル、C-CASカード、ACASチップに故障がある場合には、会社が会社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

3 B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。

<追加>

4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナルが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。なお、加入者が故意又は過失により光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを破損して修理が困難な場合又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

(設備の設置場所の変更)

第26条 加入者は、同一家屋内においてのみ光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は原則として会社指定の業者に実施させるものとします。

2 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会社に届け出て光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの設置場所を変更することが出来ます。但し、第7条（加入申込の承諾）1項第1号及び第2号に該当する場合には、この限りではありません。

(1) 改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。

(2) 会社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

<追加>

<追加>

3 光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタル

引込工事までに時間を要する場合があります。

(引込設備、宅内設備の故障等)

第34条 加入者は、放送サービスが受信できなくなった場合、当社に対し、点検の請求をするものとします。

2 前項の点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器及びC-CASカード、ACASチップに故障がある場合には、当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。

3 B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合、「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードに取換えがなされるものとします。

4 加入者は、故意又は過失によりB-CASカードを破損又は紛失した場合、当社に対し、「B-CASカード使用許諾契約約款」の定めるカード再発行費用を支払うものとします。

5 第2項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器及びC-CASカードを破損した場合、その設備の修理等に要する費用は、加入者の負担となります。なお、加入者が、故意又は過失により、設置機器及びC-CASカードを破損して修理が困難な場合又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、その設置機器及びC-CASカードの所有権は、加入者に帰属します。

(設備の設置場所の変更)

第35条 加入者は、同一家屋内においてのみ設置機器の設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は、当社指定の業者が実施します。

2 加入者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更を希望する場合、当社に対し、事前に届け出るものとします。

(1) 改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。

(2) 当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

3 前項2号の場合、契約の内容に関わる形態の変更又は制限がある場合があります。

4 第1項及び2項の場合、当社は、第8条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、当社が承諾した場合、加入者は引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更ができるものとします。

5 引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所変更に伴う引込又は宅内工事の費用負担や

ホームターミナルの設置場所変更に伴う引込工事、宅内工事及び特殊工事の費用負担並びに工事の分担については第24条（引込設備、宅内設備の設置工事）によるものとします。また、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの撤去に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。

（設置場所の無償使用等）

第27条 会社は、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を加入者の承諾の上、必要最小限において無償で使用出来るものとします。

2 加入者は、会社及び会社の指定する者が、引込設備、特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。

3 加入者は、前2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

## 第6章 料金等

（加入契約料金）

第28条 加入者は、加入契約1件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

2 会社は、加入促進を行うため、加入契約料金を割引くことがあります。

（利用料金）

第29条 加入者は、デジタル放送サービスの利用に際し、第11条（デジタル放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスの利用料金を、別表記載のとおりお支払いいただきます。

2 放送法に基づくNHKの受信料は加入契約料金及びデジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれませんので、加入者は別途NHKと受信契約を結び、受信料を支払わなければなりません。

3 WOWOWの有料放送サービス視聴料金は、加入契約料金及びデジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれませんので、WOWOWの受信を希望する加入者は、WOWOWと所定の受信契約を締結していただくこととなります。

4 会社は、加入促進により第11条（デジタル放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、地域及び期間並びにデジタル放送サービスの種類を限定したデジタル放送サービス基本利用料金を設定する場合があります。

5 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、会社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の1ヶ月前までに加入者に通知いたします。

工事分担は、第33条（引込設備、宅内設備の設置工事）によるものとします。また、引込設備や設置機器等の撤去に要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

（設置場所の無償使用等）

第36条 加入者は、当社が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者の所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、無償で使用することを承諾するものとします。

2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物への出入りが必要な場合、これを承諾するものとします。

3 加入者は、第1項及び2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者が存在するときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

## 第6章 料金等

（料金等）

第37条 当社は、加入契約料金、事務手数料、利用料金、工事費、変更手数料、解約費、解除費、機器紛失時の損害賠償金、延滞金及びその他債務（以下、総称して料金等といたします。）を定め、加入者は、当社に対し、対象となる料金等を支払うものとします。

2 当社は、放送サービスの加入促進のため料金等を割引くことがあります。

（利用料金）

第38条 加入者は、第17条（放送サービスの種類）に定める放送サービスの利用に際し、当社に対し、料金表記載の利用料金を支払うものとします。

2 放送法に基づくNHKの受信料は、加入契約料金及び基本利用料金の中には含まれませんので、加入者は、別途NHKと受信契約を結び、受信料を支払わなければなりません。

3 WOWOWの有料放送サービス視聴料金は、加入契約料金及び基本利用料金の中には含まれませんので、WOWOWの受信を希望する加入者は、WOWOWと所定の受信契約を締結し、放送受信料を支払わなければなりません。

4 当社は、第17条（放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、地域、期間及び放送サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。

5 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、利用料金の改定をすることがあります。その場合、当社は、加入者に対し、改定月の1か月前までに、所定のWEBサイトその他相当の方法により、通知いたします。

(料金等の減免)

第30条 会社が第25条(引込設備、宅内設備の故障等)の事由により第11条(デジタル放送サービスの種類)に定めるすべてのデジタル放送サービスを、加入者が点検の請求を三河湾ネットワークに申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、第11条(デジタル放送サービスの種類)に定めるすべてのデジタル放送サービスのその月の利用料金は無料とします。

2 会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免(減額または免除)することがあります。

3 会社は、料金等の減免(減額または免除)したときは、関係の放送サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(利用料金の計算)

第31条 基本利用料金は、デジタル放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

2 楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金は、デジタル放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

3 前1項及び2項において、サービスの変更または休止若しくは再開があった場合には、変更後のサービス料金をお支払いいただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算によりお支払いいただきます。

4 デジタルペイチャンネル利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。

5 IP-VOD月額基本料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

6 IP-VODビデオコンテンツ視聴料金は、ジュピターエンタテインメントの「IP-VOD サービス利用規約」とNHKその他会社が別に定める事業者(以下「提供事業者」といいます)が提供するサービス提供事業者が別に定める規約によります。

(利用料金等の請求及び支払)

第32条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金の内、第

<同章41条に移動>

(利用料金の計算)

第39条 当社は、加入者の放送サービスの月額基本利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、放送サービスの利用を開始した月の利用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。

2 当社は、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金の月額利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、これらのサービスの利用を開始した月の利用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。

3 加入者は、本条第1項及び2項において、サービスの変更又は休止若しくは再開があった場合、変更後のサービス料金を支払うものとし、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算により支払うものとし、

4 当社は、デジタルペイチャンネルの月額利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、デジタルペイチャンネルの利用を開始した月の利用期間が1か月に満たない場合であっても日割り計算は行いません。

5 当社は、IP-VODの月額利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、IP-VODの利用を開始した月のみ利用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。

6 IP-VODビデオコンテンツ視聴料金は、ジュピターエンタテインメントの「IP-VOD サービス利用規約」とNHKその他当社が別に定める事業者(以下「提供事業者」といいます)が別途定める規約によります。

(利用料金等の請求及び支払)

第40条 当社は、加入者に対し、第39条(利用料金の計算)で計算された利用料金のう

11 条（デジタル放送サービスの種類）に定めるデジタル放送サービス（第 9 号を除く）の利用料金は翌月に請求し、第 11 条（デジタル放送サービスの種類）第 9 号に定めるサービスの利用料金については、別途会社の定める月に請求するものとします。

2 会社は、加入契約料金、引込工事及び特殊工事の費用、第 33 条（延滞金）に定める延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。

3 会社は、料金等の代行収納を三河湾ネットワーク株式会社に委託しており、加入者は、前項に定める利用料金等を会社が指定した期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。

<追加>

4 会社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書及び領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。会社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1 通につき料金表に定める費用を請求します。

（料金等の減免）<同章 30 条から移動>

第 25 条（引込設備、宅内設備の故障等）の事由により第 11 条（デジタル放送サービスの種類）に定めるすべてのデジタル放送サービスを、加入者が点検の請求を三河湾ネットワークに申し出てから 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で継続して 10 日以上行わなかった場合には、第 11 条（デジタル放送サービスの種類）に定めるすべてのデジタル放送サービスのその月の利用料金は無料とします。

2 会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免（減額または免除）することがあります。

3 会社は、料金等の減免（減額または免除）したときは、関係の放送サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（延滞金）

第 33 条 加入者は、加入契約料金、利用料金、工事費その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利 14. 6%の延滞金を会社に支払うものとします。

（消費税相当額の加算）

第 34 条 会社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 別表に記載してあります税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

ち、第 17 条（放送サービスの種類）に定める放送サービス（第 9 号を除く。）の利用料金は、利用した月の翌月に請求し、第 17 条（放送サービスの種類）第 9 号に定めるサービスの利用料金は、別途当社の定める月に請求するものとします。

2 当社は、加入契約料金、事務手数料金、工事費、変更手数料、解約費、解除料、設置機器の損害賠償金、延滞金等その他の債務が加入契約に基づき発生した場合、加入者に対し、これを前項の利用料金に合算して請求するものとします。

3 当社は、料金等の代行収納を三河湾ネットワーク株式会社に委託しており、加入者は、第 1 項及び 2 項に定める料金等を、当社が指定した期日までに、当社が指定する金融機関の口座振替又はクレジットカード払いの方法により支払うものとします。

4 当社は、加入者に対し、第 3 項に定める以外の支払方法を認める場合があります。その場合の支払いに要する手数料は、加入者の負担とします。

5 当社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合、この限りではありません。当社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、加入者に対し、1 通につき料金表に定める費用を請求するものとします。

（料金等の減免）

第 41 条 当社が、第 34 条（引込設備、宅内設備の故障等）2 項の事由によって、第 17 条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を当社に対し申し出た日が属する月の中で継続して 10 日以上行わなかった場合には、第 17 条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスのその月の利用料金は無料とします。

2 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、約款の規定にかかわらず、一時的に、加入者の料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

3 当社は、料金等を減免したときは、加入者に対し、その旨を、所定のWEBサイトへの掲載又はその他相当な方法により、加入者に周知するものとします。

（延滞金）

第 42 条 加入者は、料金等の債務を延滞した場合、当社に対し、延滞した債務の支払いに加え、支払期日の翌日から債務を全額弁済する日まで、年利 14. 6%の延滞金を支払うものとします。

（消費税相当額の加算）

第 43 条 当社は、料金その他のお支払いについて、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。但し、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 消費税の加算により、料金表記載の税抜額に基づき計算した合計額と、実際の請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

第35条 会社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第7章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第36条 会社は、加入者の加入契約上の権利の譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ会社に届け出、会社がこれを認めた場合には、この限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を継承するものとします。

(地位の継承)

第37条 相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに会社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の1人を会社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡又は地位の継承に伴い、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)及びデジタルホームターミナルの設置場所の変更を行う場合、第26条(設備の設置場所の変更)を準用します。

### <8章雑則から分離>

(損害賠償) <8章41条から移動>

会社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

(録画機能付きデジタルホームターミナルに係わる免責事項) <8章42条から移動>

<追加>

<8章41条2項から移動>

前項にかかわらず会社は、番組内容の変更、デジタル放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、会社に故意又は重大な過失がある場合を除きその責任を負わないものとします。また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

<8章42条から移動>

会社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、

(端数処理)

第44条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

<2章に統合>

<2章15条に移動>

<2章16条に移動>

## 第7章 損害賠償等

(損害賠償)

第45条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合、その損害(弁護士費用を含みますがこれに限られません。)を賠償するものとします。

(免責事項)

第46条 天災地変その他当社の責に帰さない事由等により、サービスの提供の中止を余儀なくされた場合、当社は、その責任を負わないものとします。

2 当社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により、加入者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。

3 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、

録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとします。

2 加入者は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製するものとし、会社はその責任を負わないものとします。

3 会社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理、交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は、録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものとし、会社はその補償を行わないものとします。

4 会社は、加入者が、デジタルホームターミナルの通信機能の利用により損害を被った場合又は設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとします。

<5章 22条 4項から移動>

デジタルホームターミナルの通信機能の利用は、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとします。

<8章 41条から移動>

5 当社は、加入者の登録情報に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、加入者が当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

## 第8章 雑則

(デジタル放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第38条 会社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、また、対価の有無にかかわらず、加入者が会社のデジタル放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第39条 会社は、加入者が第6条で通知した以外の場所で光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを接続してサービスの提供を受けることを不正利用として禁止します。

2 会社は、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第40条 会社から貸与されている光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルを、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 加入者は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製するものとし、当社は、その責任を負わないものとします。

5 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理又は交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、加入者は、録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものとし、当社は、その補償を行わないものとします。

6 当社は、加入者が、デジタルホームターミナルの通信機能の利用により損害を被った場合及び設備・技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとします。

7 加入者は、デジタルホームターミナルの通信機能の利用につき、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、加入者の責任において行うものとします。

8 当社は、加入者の登録情報に含まれるメールアドレスへの送信又は書面の郵送等その他相当な方法により、メンテナンス情報等のお知らせを通知するものとします。この場合、当社は、加入者の設定により受信されない場合であっても、加入者が、通常その到達すべき時に、通知内容を了知したとみなします。

## 第8章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第47条 加入者は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、対価の有無にかかわらず、当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布してはなりません。

<5章 31条に移動>

2 会社は、加入者が直接又は間接を問わず、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）及びデジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとし、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとし、また、期間を経過して光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子）及びデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとし、代金相当額の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

#### (損害賠償)

第41条 会社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとし、

2 前項にかかわらず会社は、番組内容の変更、デジタル放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、会社に故意又は重大な過失がある場合を除きその責任を負わないものとし、また、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

#### (録画機能付きデジタルホームターミナルに係わる免責事項)

第42条 会社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、

2 加入者は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製するものとし、会社はその責任を負わないものとし、

3 会社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理、交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、利用者は、録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものとし、会社はその補償を行わないものとし、

4 会社は、加入者が、デジタルホームターミナルの通信機能の利用により損害を被った場合又は設備、技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとし、

#### (解約)

第43条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとし、

2 前項による解約の場合、会社は、会社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資

[＜5章31条に移動＞](#)

[＜7章45条、46条に移動＞](#)

[＜7章46条に移動＞](#)

[＜2章10条に移動＞](#)

産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

#### (解除)

第44条 会社は、第21条（デジタル放送サービスの停止）の規定によりデジタル放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。

2 会社は、加入者が第21条（デジタル放送サービスの停止）1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。

3 会社は、前2項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。

4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。

7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

#### (契約終了時の処置)

第45条 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナル、C-CASカード及び「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づきB-CASカードを撤去するもの

[＜2章11条に移動＞](#)

[＜2章12条に移動＞](#)

とし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナル、C-CASカード、B-CASカードの撤去に要する別途会社が定める費用は、加入者の負担となります。

2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日を支払うものとします。

会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合であっても、加入契約料金は返還しないものとします。

(サービスの終了)

第46条 社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。

<追加>

(個人情報の取扱い)

第47条 会社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとします。

(視聴情報の収集)

第48条 会社は、第47条（個人情報の取扱い）の規定に基づき、視聴情報を収集できるものとします。

2 会社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとします。

3 番組の視聴動向は、第三者へ開示することがあります。ただし、個人を特定できる情報の開示は行わないものとします。

(書面解除)

第49条 加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」とい

<3章27条に移動>

(加入者の関係者による利用)

第48条 加入者が当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の放送サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様に約款を遵守させる義務を負うものとします。

2 前項の場合、加入者は、約款に定める禁止事項のいずれかを行い又はその故意又は過失により当社又は第三者に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、約款の各条項が適用されるものとします。

(個人情報の取扱い)

第49条 個人情報の取り扱いは、当社所定のWEBサイトで掲載する「個人情報の取扱いについて」に定めるものとします。

(視聴情報の収集)

第50条 当社は、第49条（個人情報の取扱い）の規定に基づき、加入者の視聴情報を収集できるものとします。

2 当社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとします。

3 当社は、番組の視聴動向を、第三者に対し、開示することがあります。但し、個人を特定できる情報の開示は行わないものとします。

います)。ただし、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。

2 初期契約解除の効力は前項の書面を発した時に生じます。

3 第1項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、三河湾ネットワーク株式会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を会社が受理したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、三河湾ネットワーク株式会社は該当書面を受理しません。

4 加入者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を三河湾ネットワーク株式会社より請求されることはありません。

(1) 書面解除までの期間において加入者が提供を受けた利用料金。

(2) 既に工事が実施された場合の宅内機器工事費 3,000 円/台（税込 3,300 円/台）

(3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費 4,400 円（税込 4,840 円）

5 加入者が有料放送の役務の提供契約につき書面解除を行った場合、当該約に関して三河湾ネットワーク株式会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を加入者に返還するものとします。

6 三河湾ネットワーク株式会社が書面解除制度について、加入者に対して事実と異なることを告げたことにより、加入者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を加入者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。

<追加>

<追加>

<2章9条に移動>

(カスタマーハラスメントについて)

第51条 カスタマーハラスメントについての対応は、当社所定のWEBサイトで掲載する「カスタマーハラスメント基本方針」に定めるものとします。

(反社会勢力の排除)

第52条 加入申込者及び加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等

(6) 社会運動等標ぼうゴロ

(7) 特殊知能暴力集団等

(8) 前各号の共生者

(9) その他各全号に準ずる者

<追加>

<追加>

(協議事項)

第50条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、会社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

<追加>

<追加>

付則

2 加入申込者及び加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求

(3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(5) その他各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、放送サービスを提供することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、加入者の承諾又は催告なしに加入契約を解除することができるものとします。

(1) 加入者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(2) 加入者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき

(3) 加入者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(4) 加入者が前 3 号に関する必要な調査等に応じない又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

(準拠法)

第53条 約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(関連法令の遵守)

第54条 当社は、約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(協議事項)

第55条 約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた場合、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

(合意管轄)

第56条 加入者と当社との間における一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(特約)

第57条 当社は特に必要があるときには、約款に特約を付することができるものとします。

附則

(約款施行前の手続の効力等)

1 約款施行前に、改正前の約款の規定により行った手続その他の行為は、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

<追加>

1 会社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

<追加>

- 2 この約款は、2019年10月1日より施行します。
- 3 この約款は、2020年11月1日より施行します。
- 4 この約款は、2021年1月25日より施行します。
- 5 この約款は、2021年4月1日より施行します。
- 6 この約款は、2021年7月1日より施行します。
- 7 この約款は、2021年9月1日より施行します。
- 8 この約款は、2022年3月1日より施行します。
- 9 この約款は、2022年6月30日より施行します。
- 10 この約款は、2022年9月1日より施行します。
- 11 この約款は、2023年4月1日より施行します。
- 12 この約款は、2023年5月20日より施行します。
- 13 この約款は、2023年9月30日より施行します。
- 14 この約款は、2023年12月22日より施行します。
- 15 この約款は、2024年2月1日より施行します。
- 16 この約款は、2024年3月1日より施行します。
- 17 この約款は、2024年4月1日より施行します。
- 18 この約款は、2024年6月1日より施行します。
- 19 この約款は、2024年8月30日より施行します。
- 20 この約款は、2024年10月1日より施行します。
- 21 この約款は、2024年12月1日より施行します。
- 22 この約款は、2025年1月10日より施行します。
- 23 この約款は、2025年3月1日より施行します。
- 24 この約款は、2025年4月1日より施行します。
- 25 この約款は、2025年10月1日より施行します。
- 26 この約款は、2025年11月1日より施行します。
- 27 この約款は、2026年1月1日より施行します。

<追加>

2 約款施行の際、現に改正前の約款の規定により提供している放送サービスは、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款に基づいて提供しているものとみなします。

(約款施行後の経過措置)

1 約款施行の際、現に改正前の約款により提供している放送サービスの契約は、約款施行の日に、改正後の約款による契約へ移行したものとみなして取り扱います。

2 約款施行前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった放送サービスの料金その他の債務については、なお、従前のおりとしします。

<8章57条(特約)に移動>

(施行期日)

- 1 約款は、2019年10月1日より施行します。
- 2 約款は、2020年11月1日より施行します。
- 3 約款は、2021年1月25日より施行します。
- 4 約款は、2021年4月1日より施行します。
- 5 約款は、2021年7月1日より施行します。
- 6 約款は、2021年9月1日より施行します。
- 7 約款は、2022年3月1日より施行します。
- 8 約款は、2022年6月30日より施行します。
- 9 約款は、2022年9月1日より施行します。
- 10 約款は、2023年4月1日より施行します。
- 11 約款は、2023年5月20日より施行します。
- 12 約款は、2023年9月30日より施行します。
- 13 約款は、2023年12月22日より施行します。
- 14 約款は、2024年2月1日より施行します。
- 15 約款は、2024年3月1日より施行します。
- 16 約款は、2024年4月1日より施行します。
- 17 約款は、2024年6月1日より施行します。
- 18 約款は、2024年8月30日より施行します。
- 19 約款は、2024年10月1日より施行します。
- 20 約款は、2024年12月1日より施行します。
- 21 約款は、2025年1月10日より施行します。
- 22 約款は、2025年3月1日より施行します。
- 23 約款は、2025年4月1日より施行します。
- 24 約款は、2025年10月1日より施行します。
- 25 約款は、2025年11月1日より施行します。
- 26 約款は、2026年1月1日より施行します。
- 27 約款は、2026年2月1日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、会社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
- 2 加入者は、加入者から会社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、会社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で会社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、会社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく会社にその旨を連絡するものとします。
- 4 会社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、会社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

料金表（個人契約）

通則

(料金表の適用)

- 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は会社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

- 2 会社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

<料金表 ご注意③から移動>

加入契約料金、事務手数料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。

<追加>

(1) 加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金
	30,000 円 (税込 33,000 円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2 台目以降の加入契約料金は、無料 ※2016 年 9 月 30 日を以ってH F Cサービスの新規受付を終了しております。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、当社に対し、加入者が支払うべき料金等を、当社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
- 2 加入者は、当社に対し、申出をしない限り、継続して前項と同様の支払方法によるものとします。また、当社は、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、当社に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとします。
- 4 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により、一方的にクレジットカードによる支払いをすることができない場合があります。

料金表 1（個人契約）

通則

(料金表の適用)

- 1 個人契約における放送サービスのコース、付加機能サービスの内容及びこれらに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

- 2 当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金等の割引)

- 3 当社は、料金表に規定する料金につき、放送サービス加入促進を目的として、割り引くことがあります。

- 4 加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

(1) 加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金
	30,000 円 (税込 33,000 円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2 台目以降の加入契約料金は、無料 ※2016 年 9 月 30 日を以ってH F Cサービスの新規受付を終了しております。

	<p>① デジタル放送サービス月額基本利用料金</p> <p>1) 光レギュラー 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) 光劇スポ 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>3) 光ハッピー 4,900円(税込5,390円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 光セレクト(音楽・アニメ/ドラマ/映画・ドキュメンタリー) 2,900円(税込3,190円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) 光コミュニティ 2,600円(税込2,860円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>6) ひかりレギュラー 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>7) ひかり劇スポ 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>8) ひかりハッピー 4,900円(税込5,390円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p>		<p>① デジタル放送サービス月額基本利用料金</p> <p>1) 光レギュラー 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>2) 光劇スポ 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>3) 光ハッピー 4,900円(税込5,390円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>4) 光セレクト(音楽・アニメ/ドラマ/映画・ドキュメンタリー) 2,900円(税込3,190円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>5) 光コミュニティ 2,600円(税込2,860円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>6) ひかりレギュラー 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>7) ひかり劇スポ 4,100円(税込4,510円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p> <p>8) ひかりハッピー 4,900円(税込5,390円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます)</p>
--	---	--	---

利用料金

利用料金

	<p>1 台の機器使用料を含みます)</p> <p>9) ナイスα 1,900 円 (税込 2,090 円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)</p> <p>10) レギュラー 4,100 円 (税込 4,510 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)</p> <p>11) 劇スポ 4,100 円 (税込 4,510 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)</p> <p>12) ハッピー 4,900 円 (税込 5,390 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)</p> <p>13) ライト 3,900 円 (税込 4,290 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます) ※上記コースは 2025 年 4 月 1 日時点で新規申込・プラン変更受付を終了しております。</p> <p>14) ナイス BS 2,600 円 (税込 2,860 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます)</p> <p>15) 光パック 1 ギガトリプル ケーブルプラス版 : 9,160 円 (税込 10,076 円) ケーブルライン版 : 9,000 円 (税込 9,900 円) (上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末 (親機、子機)、デジタルホームターミナル 1 台の機器使用料、インターネットサービス月額利用料、電話サービス月額利用料、</p>		<p>台の機器使用料を含みます。)</p> <p>9) ナイスα 1,900 円 (税込 2,090 円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。)</p> <p>10) レギュラー 4,100 円 (税込 4,510 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。)</p> <p>11) 劇スポ 4,100 円 (税込 4,510 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。)</p> <p>12) ハッピー 4,900 円 (税込 5,390 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。)</p> <p>13) ライト 3,900 円 (税込 4,290 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。) ※上記コースは 2025 年 4 月 1 日時点で新規申込・プラン変更受付を終了しております。</p> <p>14) ナイス BS 2,600 円 (税込 2,860 円) (上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。)</p> <p>15) 光パック 1 ギガトリプル ケーブルプラス版 : 9,160 円 (税込 10,076 円) ケーブルライン版 : 9,000 円 (税込 9,900 円) (上記料金には光放送端末、光通信端末、<u>光電話用端末</u>、無線通信端末 (親機・子機) <u>及び</u>デジタルホームターミナル 1 台の機器使用料<u>金</u>、<u>放送サービス</u>、インターネットサービス、</p>
--	--	--	---

	<p>楽録月額利用料、マカフィー® セキュリティサービス月額利用料、milplus（みるプラス）を含みます）</p> <p>※マカフィー® セキュリティサービスの利用にかかわらず利用料金の割引はありません。  ※約款についてはインターネットの約款に準じます。</p> <p style="text-align: center;">＜追加＞</p> <p>※上記光パックは 2023 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>16) 光スマート CS パック  ケーブルプラス版：9,260 円（税込 10,186 円）  ケーブルライン版：9,100 円（税込 10,010 円）  （上記料金には光放送端末、光通信端末、無線通信端末及びデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料金、インターネットサービス月額利用料金、電話サービス月額利用料金、ケーブルプラス STB2 及び外付けハードディスク月額利用料金または新 4K 放送対応楽録月額利用料金、マカフィー® セキュリティサービス月額利用料金を含みます）  ※マカフィー® セキュリティサービスの利用にかかわらず利用料金の割引はありません。  ※約款についてはインターネットの約款に準じます。</p> <p style="text-align: center;">＜追加＞</p> <p>②デジタルホームターミナル 2 台目以降追加月額利用料金  デジタルホームターミナル 1 台につき  500 円（税込 550 円）</p> <p>③楽録月額利用料金  デジタルホームターミナル 1 台につき  900 円（税込 990 円）</p> <p>④ブルーレイ搭載楽録利用料金  デジタルホームターミナル 1 台につき</p>		<p>電話サービス、楽録、マカフィー® セキュリティサービス、milplus（みるプラス）<u>月額基本利用料金</u>を含みます。）  <u>＜通則 4 に重複するため削除＞</u></p> <p>※<u>インターネットサービスは当社インターネット接続サービス契約約款に準じます。</u>  ※<u>電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又は IP 電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。</u></p> <p>※上記光パックは 2023 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>16) 光スマート CS パック  ケーブルプラス版：9,260 円（税込 10,186 円）  ケーブルライン版：9,100 円（税込 10,010 円）  （上記料金には光放送端末、光通信端末、<u>光電話用端末</u>、デジタルホームターミナル 1 台<u>及び無線通信端末 2 台</u>の機器使用料金、放送サービス、インターネットサービス、電話サービス、ケーブルプラス STB2 及び外付けハードディスク <u>又は新 4K 放送対応楽録</u>、マカフィー® セキュリティサービス <u>月額基本利用料金</u>を含みます。）  <u>＜通則 4 に重複するため削除＞</u></p> <p>※<u>インターネットサービスは当社インターネット接続サービス契約約款に準じます。</u>  ※<u>電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又は IP 電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。</u></p> <p>②デジタルホームターミナル 2 台目以降追加月額利用料金  デジタルホームターミナル 1 台につき  500 円（税込 550 円）</p> <p>③楽録月額利用料金  デジタルホームターミナル 1 台につき  900 円（税込 990 円）</p> <p>④ブルーレイ搭載楽録利用料金  デジタルホームターミナル 1 台につき</p>
--	--	--	---

	<p>2,000 円 (税込 2,200 円)</p> <p>⑤新 4 K 放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)</p> <p>⑥新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)</p> <p>⑦外付けハードディスク 外付け ハードディスク 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ※別途ケーブルプラス STB2 のご契約が必要です。</p> <p>⑧デジタルペイチャンネル月額利用料金</p> <p>1) BS10 プレミアム デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円)</p> <p>2) グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,000 円 (税込 1,100 円)</p> <p>3) 衛星劇場 HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円)</p> <p>4) 東映チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,500 円 (税込 1,650 円)</p> <p>5) フジテレビ ONE フジテレビ TWO デジタルホームターミナル 1 台につき 1,000 円 (税込 1,100 円) ※ 上記デジタルペイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p>		<p>2,000 円 (税込 2,200 円)</p> <p>⑤新 4 K 放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)</p> <p>⑥新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)</p> <p>⑦外付けハードディスク 外付け ハードディスク 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ※別途ケーブルプラス STB2 のご契約が必要です。</p> <p>⑧デジタルペイチャンネル月額利用料金</p> <p>1) BS10 プレミアム デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円)</p> <p>2) グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,000 円 (税込 1,100 円)</p> <p>3) 衛星劇場 HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円)</p> <p>4) 東映チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 1,500 円 (税込 1,650 円)</p> <p>5) フジテレビ ONE フジテレビ TWO デジタルホームターミナル 1 台につき 1,000 円 (税込 1,100 円) ※ 上記デジタルペイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p>
--	--	--	--

	<p>6) フジテレビ ONE スポーツバラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム デジタルホームターミナル1台につき 2,100円 (税込 2,310円)</p> <p>7) レジャーチャンネル デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)</p> <p>8) SPEED チャンネル デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)</p> <p>9) J sports 1, 2, 3, 4 HD デジタルホームターミナル1台につき 2,286円 (税込 2,514円) ※ 上記デジタルペイチャンネルは2025年9月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>10) J sports 4 HD デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込 1,430円)</p> <p>11) テレ朝チャンネル1 デジタルホームターミナル1台につき 600円 (税込 660円)</p> <p>12) V☆パラダイス デジタルホームターミナル1台につき 700円 (税込 770円)</p> <p>13) V☆パラダイス HD デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円) ※ 上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス(新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録)のご利用が別途必要です。</p>		<p>6) フジテレビ ONE スポーツバラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム デジタルホームターミナル1台につき 2,100円 (税込 2,310円)</p> <p>7) レジャーチャンネル デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)</p> <p>8) SPEED チャンネル デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円)</p> <p>9) J sports 1, 2, 3, 4 HD デジタルホームターミナル1台につき 2,286円 (税込 2,514円) ※ 上記デジタルペイチャンネルは2025年9月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>10) J sports 4 HD デジタルホームターミナル1台につき 1,300円 (税込 1,430円)</p> <p>11) テレ朝チャンネル1 デジタルホームターミナル1台につき 600円 (税込 660円)</p> <p>12) V☆パラダイス デジタルホームターミナル1台につき 700円 (税込 770円)</p> <p>13) V☆パラダイス HD デジタルホームターミナル1台につき 900円 (税込 990円) ※ 上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS対応セットトップボックス(新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録)のご利用が別途必要です。</p>
--	--	--	--

14) パラダイステレビ デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)	14) パラダイステレビ デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)
15) レインボーチャンネル デジタルホームターミナル 1 台につき 2,300 円 (税込 2,530 円)	15) レインボーチャンネル デジタルホームターミナル 1 台につき 2,300 円 (税込 2,530 円)
16) パラダイス+レインボー デジタルホームターミナル 1 台につき 2,690 円 (税込 2,959 円)	16) パラダイス+レインボー デジタルホームターミナル 1 台につき 2,690 円 (税込 2,959 円)
17) KNTV HD デジタルホームターミナル 1 台につき 2,500 円 (税込 2,750 円)	17) KNTV HD デジタルホームターミナル 1 台につき 2,500 円 (税込 2,750 円)
18) 日本映画専門チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 700 円 (税込 770 円)	18) 日本映画専門チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 700 円 (税込 770 円)
19) アニマックス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 739 円 (税込 812 円)	19) アニマックス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 739 円 (税込 812 円)
20) フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円)	20) フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円)
21) 時代劇専門チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 700 円 (税込 770 円)	21) 時代劇専門チャンネル HD デジタルホームターミナル 1 台につき 700 円 (税込 770 円)
22) ディズニーチャンネル HD ディズニージュニア デジタルホームターミナル 1 台につき 791 円 (税込 870 円)	22) ディズニーチャンネル HD ディズニージュニア デジタルホームターミナル 1 台につき 791 円 (税込 870 円)
23) Mnet HD デジタルホームターミナル 1 台につき 2,300 円 (税込 2,530 円)	23) Mnet HD デジタルホームターミナル 1 台につき 2,300 円 (税込 2,530 円)

	<p>24) 日テレジータス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)</p> <p>25) 日経 CNBC デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)</p> <p>26) タカラヅカ・スカイ・ステージ デジタルホームターミナル 1 台につき 2,700 円 (税込 2,970 円) ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応 セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 又は新 4 K 放送対応楽録及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽 録) のご利用が別途必要です。</p> <p>27) AT-X デジタルホームターミナル 1 台につき 1,982 円 (税込 2,180 円) ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応 セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 又は新 4 K 放送対応楽録及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽 録) のご利用が別途必要です。</p> <p>28) CNN U. S. デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円) ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応 セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 又は新 4 K 放送対応楽録及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽 録) のご利用が別途必要です。</p> <p>29) ハッピー デジタルホームターミナル 1 台につき 800 円 (税込 880 円) 4,300 円 (税込 4,730 円) ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワー ク株式会社放送サービス契約約款記載」の「光パック 1 ギガトリプル」「光パック 500 メガトリプル」もしくは</p>		<p>24) 日テレジータス HD デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)</p> <p>25) 日経 CNBC デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)</p> <p>26) タカラヅカ・スカイ・ステージ デジタルホームターミナル 1 台につき 2,700 円 (税込 2,970 円) ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応 セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 又は新 4 K 放送対応楽録及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽 録) のご利用が別途必要です。</p> <p>27) AT-X デジタルホームターミナル 1 台につき 1,982 円 (税込 2,180 円) ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応 セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 又は新 4 K 放送対応楽録及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽 録) のご利用が別途必要です。</p> <p>28) CNN U. S. デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円 (税込 1,980 円) ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応 セットトップボックス (新 4 K 放送対応 S T B 又は新 4 K 放送対応楽録及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽 録) のご利用が別途必要です。</p> <p>29) ハッピー デジタルホームターミナル 1 台につき 800 円 (税込 880 円) 4,300 円 (税込 4,730 円) ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワー ク株式会社放送サービス契約約款記載」の「光パック 1 ギガトリプル」「光パック 500 メガトリプル」もしくは「光</p>
--	---	--	---

	<p>「光スマートCSパック」「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。  「光パック1ギガトリプル」「光スマートCSパック」は800円(税込880円)  「光パック500メガトリプル」「光スマートパック」は4,300円(税込4,730円)。</p> <p>30)レギュラー  デジタルホームターミナル1台につき  3,500円(税込3,850円)  ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。</p> <p>31)劇スポ  デジタルホームターミナル1台につき  3,500円(税込3,850円)  ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。</p> <p>32)コミュニティ  デジタルホームターミナル1台につき  700円(税込770円)  ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。</p> <p>⑨サービス休止時の設備維持管理費  1)月額基本料金 400円(税込440円)</p> <p>⑩チャンネルガイド購読料  1)月額基本料金  1冊につき  200円(税込220円)  ※レギュラー、ライト、劇スポ、ハッピー、光パック1ギガトリプル、光スマートCSパックの場合、世帯につき1</p>		<p>スマートCSパック」「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。  「光パック1ギガトリプル」「光スマートCSパック」は800円(税込880円)  「光パック500メガトリプル」「光スマートパック」は4,300円(税込4,730円)。</p> <p>30)レギュラー  デジタルホームターミナル1台につき  3,500円(税込3,850円)  ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。</p> <p>31)劇スポ  デジタルホームターミナル1台につき  3,500円(税込3,850円)  ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。</p> <p>32)コミュニティ  デジタルホームターミナル1台につき  700円(税込770円)  ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。</p> <p>⑨サービス休止時の設備維持管理費  1)月額基本料金 400円(税込440円)</p> <p>⑩チャンネルガイド購読料  1)月額基本料金  1冊につき  200円(税込220円)  ※レギュラー、ライト、劇スポ、ハッピー、光パック1ギガトリプル、光スマートCSパックの場合、世帯につき1冊目</p>
--	---	--	---

冊目無料（複数契約であっても1冊目のみ無料）

<(2) オプションサービスより移動>

無料（複数契約であっても1冊目のみ無料）

①利用明細紙面通知

1通につき200円（税込220円）

(2) オプションサービス

種類	単位	料金額（月額）
利用明細紙面通知	1通につき	200円（税込220円）

<(1) 入契約料金及び利用料金 利用料金①に移動>

(3) 工事費・手続き費等

① 工事費

<p>新規契約時の 工事費の 分割払い ※2022年7月1 日以降に締結 した契約より 適用</p>	<p>契約者から会社に申込みがあり、会社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め会社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。</p> <p>1. 会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 会社の業務遂行上支障があるとき。</p> <p>(3) その他会社が不相当と判断したとき。</p> <p>2. 分割払いの支払期日及び支払方法は、会社が別に定めるものとします。</p> <p>3. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。</p> <p>(2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>4. 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき会社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、会社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括</p>
--	--

(2) 工事費・手続費等

① 工事費

<p>新規契約時の 工事費の 分割払い ※2022年7月1 日以降に締結 した契約より 適用</p>	<p>加入者が、当社に対し、申込みをし、当社がこれを承諾した場合、新規契約時の工事に関する費用は、予め当社が別途定める回数に分割して支払うものとします（以下「分割払い」といいます）。消費税は、工事実施日の税率が適用されます。</p> <p>1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合、分割払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 分割払いの申込をした者が、分割支払金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 当社の業務遂行上支障があるとき。</p> <p>(3) その他当社が不相当と判断したとき。</p> <p>2. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社が別途定めるものとします。</p> <p>3. 加入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、当社に対し、直ちにその残債務を支払うものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。</p> <p>(2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたとき。</p> <p>4. 加入者が、すべての利用契約を解約し又は当社が、約款の規定に基づき契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を</p>
--	--

	で支払うものとしてします。
引込工事費	30,000円(税込 33,000円)
宅内工事費	実費
機器設置調整費	18,000円(税込 19,800円)

<追加>

② 変更手続き費

種類	料金額
光パック手続き費 (光パック契約変更及び光パックから通常サービスへの変更にかかる費用)	3,000円(税込 3,300円)
セットトップボックス(STB)交換・撤去・台数追加手続き費	各 3,000円(税込 3,300円)
楽録・ブルーレイ搭載楽録手続き費	3,000円(税込 3,300円)
テレビコース変更手続き費	3,000円(税込 3,300円)
引込線変更作業費	9,400円(税込 10,340円)
宅内機器変更作業費	3,000円(税込 3,300円)

- ※ お客様の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。
- ※ ご契約状況により、別途解除料が必要です。

③ 解約費

解約にかかる工事費及び手続き費は以下の通りです。

区分	料金額
戸建住宅等でご利用の場合 ※1、2	8,000円(税込 8,800円)
ケーブル対応集合住宅でご利用の場合	3,000円(税込 3,300円)

- ※1 P21以降に規定する法人契約に該当しない店舗等の戸建て住宅以外の建物も含まれます。
- ※2 集合住宅でご利用の場合で、戸建住宅と同様の工法でサービス提供中の方は、「戸建住宅でご利用の場合」の料金額となります。

種類	料金額
引込線作業費用又は引込線撤去費	0円※1
サービス機器撤去・手続き費	0円※2

- ※1 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合、4,400円(税込 4,840円)がかかります。
- ※2 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合、3,000円

	一括で支払うものとしてします。
引込工事費	30,000円(税込 33,000円) ※
宅内工事費	実費
機器設置調整費	18,000円(税込 19,800円) ※

※ 加入者の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。

② 変更 手續費

種類	料金額
光パック <u>手續費</u> (光パック契約変更及び光パックから通常サービスへの変更にかかる費用)	3,000円(税込 3,300円)
セットトップボックス(STB)交換・撤去・台数追加 <u>手續費</u>	各 3,000円(税込 3,300円)
楽録・ブルーレイ搭載楽録 <u>手續費</u>	各 3,000円(税込 3,300円)
テレビコース変更 <u>手續費</u>	各 3,000円(税込 3,300円)
引込線変更作業費	9,400円(税込 10,340円)
宅内機器変更作業費	各 3,000円(税込 3,300円)

- ※ 加入者の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。
- ※ 加入契約の状況により、別途解除料が必要です。

③ 解約費

解約にかかる工事費及び 手續費 は以下の通りです。

区分	料金額
戸建住宅等でご利用の場合 ※1、2	8,000円(税込 8,800円)
ケーブル対応集合住宅でご利用の場合	3,000円(税込 3,300円)

- ※1 P24以降に規定する法人契約に該当しない店舗等の戸建て住宅以外の建物も含まれます。
- ※2 集合住宅でご利用の場合で、戸建住宅と同様の工法でサービス提供中の方は、「戸建住宅でご利用の場合」の料金額となります。

<削除>

(税込 3,300 円) が掛かります。

(4) 解除料 (2022 年 7 月 1 日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料 (非課税)
光パック 1G トリプル ケーブルプラス版	9,160 円 (税込 10,076 円)	2 年間 (24 ヶ月)	4,000 円
光パック 1G トリプル ケーブルライン版	9,000 円 (税込 9,900 円)	2 年間 (24 ヶ月)	
光スマート CS パック ケーブルプラス版	9,260 円 (税込 10,186 円)	2 年間 (24 ヶ月)	
光スマート CS パック ケーブルライン版	9,100 円 (税込 10,010 円)	2 年間 (24 ヶ月)	
楽録	デジタルホーム ターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 ヶ月)	
ブルーレイ搭載楽録	デジタルホーム ターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)	2 年間 (24 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を 乗じた額
新 4K 放送対応楽録	デジタルホーム ターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を 乗じた額
ケーブルプラス STB2+HDD	デジタルホーム ターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を 乗じた額

(1) 2022 年 6 月 30 日までに加入契約を締結した場合

スマイル光パック 1 ギガトリプルの最低利用期間は、ご利用料金が満額請求となる月から起算して 3 年間とします。3 年契約終了月の当月 (36 ヶ月目の月の 1 日から末日ま

(3) 最低利用期間と解除料

① 2022 年 7 月 1 日以降に締結した契約

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料 (非課税)
光パック 1G トリプル ケーブルプラス版	9,160 円 (税込 10,076 円)	2 年間 (24 <u>か</u> 月)	4,000 円
光パック 1G トリプル ケーブルライン版	9,000 円 (税込 9,900 円)	2 年間 (24 <u>か</u> 月)	4,000 円
光スマート CS パック ケーブルプラス版	9,260 円 (税込 10,186 円)	2 年間 (24 <u>か</u> 月)	4,000 円
光スマート CS パック ケーブルライン版	9,100 円 (税込 10,010 円)	2 年間 (24 <u>か</u> 月)	4,000 円
楽録及び新 4K 放送対 応楽録	デジタルホーム ターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 <u>か</u> 月)	未経過月分に 月額利用料を 乗じた額
ブルーレイ搭載楽録 及び 新 4K 放送対応 ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミ ナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)	2 年間 (24 <u>か</u> 月)	未経過月分に 月額利用料を 乗じた額
<u>&lt; 楽録に統合 &gt;</u>			
ケーブルプラス STB2+HDD	デジタルホーム ターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 <u>か</u> 月)	未経過月分に 月額利用料を 乗じた額

② 2022 年 6 月 30 日までに加入契約を締結した場合

スマイル光パック 1 ギガトリプルの最低利用期間は、利用料金が満額請求となる月から起算して 3 年間とします。3 年契約終了月の当月 (36 か月目の月の 1 日から末日まで)、翌月 (37 か月目の月の 1 日から末日まで)、翌々月 (38 か月目の月の

で、翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、契約日から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。最低利用期間内に、契約の変更又は解約若しくは解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、下記表に記載した額とします。2022年7月以降の更新月（37ヶ月目）にて解除料は廃止となります。

解除料

利用期間（満3年）					
1～12ヶ 月目	13～24ヶ 月目	25～35ヶ 月目	36ヶ月	37ヶ月 更新月	38ヶ月
48,000円	36,000円	10,000円	解除料がかかりません		

(5) 貸与機器価格相当分

デジタル ホームターミナル 価格相当分	①録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24,000円/台（税込26,400円/台）
	②録画機能付きデジタルホームターミナル 48,000円/台（税込52,800円/台）
	③再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル 72,000円/台（税込79,200円/台）
	④録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（シングルチューナー） 26,000円/台（税込28,600円/台）
	⑤録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込48,400円/台）
	⑥録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台（税込62,700円/台）
	⑦ケーブルプラスSTB2 34,700円/台（税込38,170円/台）
	⑧再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 84,000円/台（税込92,400円/台）
C-CASカード 価格相当分	C-CASカード 3,000円/枚（税込3,300円）
光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000円/台（税込30,800円）
外付けハードディ	外付けハードディスク

1日から末日まで）のように、契約日から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月に加入者からの申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。最低利用期間内に、契約の変更又は解約又は解除があった場合は、加入者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、下記表に記載した額とします。2022年7月以降の更新月（37ヶ月目）にて解除料は廃止となります。

解除料

利用期間（満3年）					
1～12か 月目	13～24か 月目	25～35か 月目	36か月	37か月 更新月	38か月
48,000円	36,000円	10,000円	解除料がかかりません		

(4) 設置機器等価格相当分（機器を紛失した場合等の損害賠償金）

デジタル ホームターミナル 価格相当分	①録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24,000円/台（税込26,400円/台）
	②録画機能付きデジタルホームターミナル 48,000円/台（税込52,800円/台）
	③再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル 72,000円/台（税込79,200円/台）
	④録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（シングルチューナー） 26,000円/台（税込28,600円/台）
	⑤録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込48,400円/台）
	⑥録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台（税込62,700円/台）
	⑦ケーブルプラスSTB2 34,700円/台（税込38,170円/台）
	⑧再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル 84,000円/台（税込92,400円/台）
C-CASカード 価格相当分	C-CASカード 3,000円/枚（税込3,300円）
光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000円/台（税込30,800円）
外付けハードディ	外付けハードディスク

スク 価格相当分	11,420 円/台 (税込 12,562 円)
光通信端末 価格相当分	光通信端末 25,000 円/台 (税込 27,500 円)
無線通信端末 (親機) 価格相当分	無線通信端末 (親機) 9,048 円/台 (税込 9,952 円/台)
無線通信端末 (子機) 価格相当分	標準・楽録用無線通信端末 (子機) 5,048 円/台 (税込 5,552 円/台) ブルーレイ搭載楽録用無線通信端末 (子機) 7,524 円/台 (税込 8,276 円/台)
無線通信端末 (光スマートCSパック、光スマートパック) 価格相当分	メッシュ機能付き無線通信端末 (親機) 11,910 円/台 (税込 13,101 円/台)

<追加>

\* ご注意

① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。

<追加>

② 加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。

料金表 (法人契約)

通則

(料金表の適用)

1 法人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は会社が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2 会社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

スク 価格相当分	11,420 円/台 (税込 12,562 円)
光通信端末 価格相当分	光通信端末 25,000 円/台 (税込 27,500 円)
無線通信端末 (親機) 価格相当分	無線通信端末 (親機) 9,048 円/台 (税込 9,952 円/台)
無線通信端末 (子機) 価格相当分	標準・楽録用無線通信端末 (子機) 5,048 円/台 (税込 5,552 円/台) ブルーレイ搭載楽録用無線通信端末 (子機) 7,524 円/台 (税込 8,276 円/台)
無線通信端末 (光スマートCSパック、光スマートパック) 価格相当分	メッシュ機能付き無線通信端末 (親機) 11,910 円/台 (税込 13,101 円/台)

※上記定めのない機器につき、当社は、加入者に対し、個別に算出した金額を、請求するものとします。

\* ご注意

① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録、新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2 利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。

② デジタル放送サービス基本利用料金 (レギュラー・劇スポ・ハッピー・ライト) には、チャンネルガイドの購読料を含みます。

<通則3に移動>

料金表 2 (法人契約)

通則

(料金表の適用)

1 法人契約における放送サービスのコース、付加機能サービスの内容及びこれらに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2 当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事

<ご注意②から移動>

加入契約料金、事務手数料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。

<追加>

(1) 加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 30,000 円 (税込 33,000 円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2 台目以降の加入契約料金は、無料
利用料金	① デジタル放送サービス月額基本利用料金 ビジネスコース 2,600 円 (税込 2,860 円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます) ② デジタルホームターミナル 2 台目以降追加月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 500 円 (税込 550 円) ③ 楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ④ ブルーレイ搭載楽録利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円) ⑤ 新 4 K 放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ⑥ 新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円) ⑦ 外付けハードディスク 外付けハードディスク 1 台につき

に関する費用によります。

(料金等の割引)

- 3 当社は、料金表に規定する料金につき、放送サービス加入促進を目的として、割り引くことがあります。
- 4 加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

(1) 加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 30,000 円 (税込 33,000 円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2 台目以降の加入契約料金は、無料
利用料金	① デジタル放送サービス月額基本利用料金 ビジネスコース 2,600 円 (税込 2,860 円) (上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。) ② デジタルホームターミナル 2 台目以降追加月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 500 円 (税込 550 円) ③ 楽録月額利用料金及び新 4 K 放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円) ④ ブルーレイ搭載楽録利用料金及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円) <u>&lt;③に統合&gt;</u> <u>&lt;④に統合&gt;</u> ⑤ 外付けハードディスク月額利用料金 外付けハードディスク 1 台につき

	<p>900円（税込990円） ※別途ケーブルプラス STB2 のご契約が必要です。</p> <p>⑧デジタルペイチャンネル月額利用料金</p> <p>1)BS10 プレミアム 別途契約が必要となります。</p> <p>2)グリーンチャンネル HD 別途契約が必要となります。 グリーンチャンネル 2HD</p> <p>3)衛星劇場 HD 別途契約が必要となります。</p> <p>4)東映チャンネル HD 別途契約が必要となります。</p> <p>5) フジテレビONE 別途契約が必要となります。 フジテレビTWO</p> <p>※ 上記デジタルペイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>6)フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム 別途契約が必要となります。</p> <p>7)レジャーチャンネル 別途契約が必要となります。</p> <p>8)SPEED チャンネル 別途契約が必要となります。</p> <p>9)J sports 1, 2, 3, 4 HD 別途契約が必要となります。 ※ 上記デジタルペイチャンネルは 2025 年 9 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>10)J sports 4 HD 別途契約が必要となります。</p>		<p>900円（税込990円） ※別途ケーブルプラス STB2 のご契約が必要です。</p> <p>⑥ デジタルペイチャンネル月額利用料金 <u>※下記 1)～31) は別途見積り、加入契約が必要となります。但し、配信会社によっては契約ができない場合があります。</u></p> <p>1)BS10 プレミアム 別途契約が必要となります。</p> <p>2)グリーンチャンネル HD 別途契約が必要となります。 グリーンチャンネル 2HD</p> <p>3)衛星劇場 HD 別途契約が必要となります。</p> <p>4)東映チャンネル HD 別途契約が必要となります。</p> <p>5) フジテレビONE 別途契約が必要となります。 フジテレビTWO</p> <p>※ 上記デジタルペイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>6)フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ フジテレビ TWO ドラマ・アニメ フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム 別途契約が必要となります。</p> <p>7)レジャーチャンネル 別途契約が必要となります。</p> <p>8)SPEED チャンネル 別途契約が必要となります。</p> <p>9)J sports 1, 2, 3, 4 HD 別途契約が必要となります。 ※ 上記デジタルペイチャンネルは 2025 年 9 月末日を以って新規申込受付を終了しました。</p> <p>10)J sports 4 HD 別途契約が必要となります。</p>
--	---	--	--

	<p>11) テレ朝チャンネル1 別途契約が必要となります。</p> <p>12) V☆パラダイス 別途契約が必要となります。</p> <p>13) V☆パラダイス HD 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p>14) パラダイステレビ 別途契約が必要となります。</p> <p>15) レインボーチャンネル 別途契約が必要となります。</p> <p>16) パラダイス+レインボー 別途契約が必要となります。</p> <p>17) KNTV HD 別途契約が必要となります。</p> <p>18) 日本映画専門チャンネル HD 別途契約が必要となります。</p> <p>19) アニマックス HD 別途契約が必要となります。</p> <p>20) フジテレビNEXT ライブ・プレミアム 別途契約が必要となります。</p> <p>21) 時代劇専門チャンネル HD 別途契約が必要となります。</p> <p>22) ディズニーチャンネル HD ディズニージュニア</p>		<p>11) テレ朝チャンネル1 別途契約が必要となります。</p> <p>12) V☆パラダイス 別途契約が必要となります。</p> <p>13) V☆パラダイス HD 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p>14) パラダイステレビ 別途契約が必要となります。</p> <p>15) レインボーチャンネル 別途契約が必要となります。</p> <p>16) パラダイス+レインボー 別途契約が必要となります。</p> <p>17) KNTV HD 別途契約が必要となります。</p> <p>18) 日本映画専門チャンネル HD 別途契約が必要となります。</p> <p>19) アニマックス HD 別途契約が必要となります。</p> <p>20) フジテレビNEXT ライブ・プレミアム 別途契約が必要となります。</p> <p>21) 時代劇専門チャンネル HD 別途契約が必要となります。</p> <p>22) ディズニーチャンネル HD 別途契約が必要となります。 ディズニージュニア</p>
--	---	--	---

	<p>別途契約が必要となります。</p> <p>23) Mnet HD 別途契約が必要となります。</p> <p>24) 日テレジータス HD 別途契約が必要となります。</p> <p>25) 日経 CNBC 別途契約が必要となります。</p> <p>26) タカラヅカ・スカイ・ステージ 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p>27) AT-X 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p>28) CNN U.S. 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>※上記以外のチャンネルについては、提供の可否を含め別途ご相談となります。</p> <p>⑨ サービス休止時の設備維持管理費 1) 月額基本料金 400 円(税込 440 円)</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;追加&gt;</u></p>		<p>23) Mnet HD 別途契約が必要となります。</p> <p>24) 日テレジータス HD 別途契約が必要となります。</p> <p>25) 日経 CNBC 別途契約が必要となります。</p> <p>26) タカラヅカ・スカイ・ステージ 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p>27) AT-X 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p>28) CNN U.S. 別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。</p> <p>29) ディスカバリーチャンネル</p> <p>30) ヒストリーチャンネル</p> <p>31) ナショナル ジオグラフィック</p> <p><u>&lt;削除&gt;</u></p> <p>⑦ サービス休止時の設備維持管理費 1) 月額基本料金 400 円(税込 440 円)</p> <p>⑧ 利用明細紙面通知 1 通につき 200 円 (税込 220 円)</p>
--	---	--	---

(2) オプションサービス

種類	単位	料金額 (月額)
利用明細紙面通知	1 通につき	200 円 (税込 220 円)

(3) 工事費

引込工事費	実費
宅内工事費	実費
機器設置調整費	18,000 円 (税込 19,800 円)

(4) から移動

解約費

解約に伴う工事費等を当社が個別に見積り、加入者に提示いたします。

(3) 解除料 (2022 年 7 月 1 日以降に締結した契約)

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料 (非課税)
楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額
ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)	2 年間 (24 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額
新 4 K 放送対応楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額
ケーブルプラス STB2+HDD	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円	1 年間 (12 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額

< (1) 加入契約料金及び利用料金 利用料金⑧に移動 >

(2) 工事費

引込工事費	実費
宅内工事費	実費
機器設置調整費	実費

(3) 解約費

解約に伴う工事費等を当社が個別に見積り、加入者に提示いたします。

(4) 最低利用期間と解除料

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料 (非課税)
楽録及び新 4 K 放送対応楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 か月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額
ブルーレイ搭載楽録及び新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)	2 年間 (24 か月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額
< 楽録に統合 >			
ケーブルプラス STB2+HDD	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円 (税込 990 円)	1 年間 (12 か月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額

	(税込 990 円)		
新 4 K 放送対応ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円 (税込 2,200 円)	2 年間 (24 ヶ月)	未経過月分に 月額利用料を乗じた 額

<ブルーレイ搭載楽録に統合>

(4) 解約費

解約に伴う工事費等を当社が個別に見積り、加入者に提示いたします。

< (3) ~移動>

(5) 貸与機器価格相当分

デジタル ホームターミナル 価格相当分	①録画機能を持たないデジタルホームターミナル 24,000 円/台 (税込 26,400 円/台) ②録画機能付きデジタルホームターミナル 48,000 円/台 (税込 52,800 円/台) ③再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル 72,000 円/台 (税込 79,200 円/台) ④録画機能を持たない新 4 K 放送対応デジタルホームターミナル (シングルチューナー) 26,000 円/台 (税込 28,600 円/台) ⑤録画機能を持たない新 4 K 放送対応デジタルホームターミナル (トリプルチューナー) 44,000 円/台 (税込 48,400 円/台) ⑥録画機能付き新 4 K 放送対応デジタルホームターミナル 57,000 円/台 (税込 62,700 円/台) ⑦ケーブルプラスSTB2 34,700 円/台 (税込 38,170 円/台) ⑧再生機能及び録画機能付き新 4 K 放送対応デジタルホームターミナル 84,000 円/台 (税込 92,400 円/台)
C-CAS カード 価格相当分	C-CAS カード 3,000 円/枚 (税込 3,300 円/枚)
光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000 円/台 (税込 30,800 円/台)
外付けハードディスク 価格相当分	外付けハードディスク 11,420 円/台 (税込 12,562 円)

<表削除>

(5) 設置機器等価格相当分 (機器を紛失した場合等の損害賠償金)

料金表 1 の (4) 設置機器等価格相当分 (機器を紛失した場合等の損害賠償金)

<追加>

\* ご注意

- ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。
- ② 加入契約料金、事務手数料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割り引きすることがあります。

に準じ、定めのない機器につき、当社は、加入者に対し、個別に算出した金額を、請求するものとします。

\* ご注意

デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録、新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。

<通則3に移動>